

老振発第0723001号

老老発第0723001号

平成19年7月23日

各

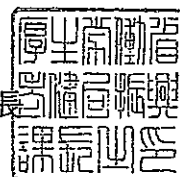
都道府県

指定都市

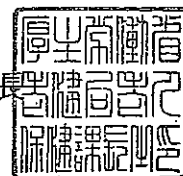
中核市

介護保険主管部(局)長 殿

厚生労働省老健局振興課長



老人保健課長



介護予防支援業務の実施に当たり重点化・効率化が可能な事項について

厚生労働省においては、平成18年12月、地域包括支援センター（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の39第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）の体制整備促進策として、地域包括支援センター体制整備計画のフォローアップについて（平成18年12月20日付け老振発第1220001号厚生労働省老健局振興課長通知）により、各都道府県に対し各市町村が策定した地域包括支援センター体制整備計画のフォローアップの実施をお願いするとともに、地域支援事業交付金の人件費の算定について（平成18年12月11日付け厚生労働省老健局介護保険課・振興課事務連絡）により、地域支援事業交付金に関する運用改善等の具体的な支援策を講じたところであるが、これらと併せて、「介護予防支援業務に係る業務の重点化・効率化」の方策をできる限り早急に取りまとめる旨の方針をお示ししていたところである。

今般、介護予防支援業務を実施するに当たり重点化・効率化することが可能な事項について下記のとおり示すこととしたので、御了知の上、管内市町村、関係事業者等に周知されたい。

なお、下記事項は介護予防支援業務を効果的、効率的に実施するために重点化・効率化が可能な事項についての例を示したものである。そのため、下記事項を参考としつつ、さらに創意工夫を行うことにより介護予防支援業務の効果的、効率的な実施に資する取組の推進に努められたい。

記

1 指定介護予防サービス等の利用申込受付及び介護予防サービス・支援計画書作成の契約締結について

(1) 平成18年4月に施行されている介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)により介護予防サービス(法第8条の2第1項に規定する介護予防サービスをいう。以下同じ。)の創設等がなされたところであるが、利用者に対する介護予防の趣旨、介護予防サービス及び介護予防事業(法第115条の38第1項第1号に掲げる事業をいう。以下同じ。)の仕組み、利用の方法、利用者負担等の説明は、市町村の責任において実施することが基本であると考えるので留意されたい。

利用者に対する説明については、利用者の理解に資するよう効率的かつ効果的に行うという観点から、要介護・要支援認定申請が市町村に提出された時点で介護予防サービスの対象者となる可能性が高いと想定される者に対し、当該申請時又は法第27条第2項(法第32条第2項において準用する場合を含む。)に規定する調査(要介護認定調査・要支援認定調査)に際し、申請者に対し、介護予防の趣旨、介護予防サービス及び介護予防事業の仕組み、利用の方法、利用者負担等の説明を行うことが望ましい。

(2) 市町村は、地域包括支援センターにおける介護予防支援業務を円滑に進める観点から、医療機関等地域の関係機関等への協力要請又は調整を行うことが望ましい。

(3) 介護予防サービス・支援計画書(「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発第0609001号厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。)の別添5様式2の介護予防サービス・支援計画書をいう。以下同じ。)の作成契約は、利用者及び地域包括支援センターとの間で締結するものであり、地域包括支援センターが介護予防サービス・支援計画書作成を指定居宅介護支援事業者(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。)に委託している場合であっても、利用者と委託先の指定居宅介護支援事業者との間で改めて契約を締結する必要はない。

(4) 介護予防サービス・支援計画書の作成契約を締結する際に個人情報使用同意書(地域包括支援センターが行う事業の実施に当たり利用者の状況を把握する必要があるときは、要介護・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会(法第14条に規定する介護認定審査会をいう。以下同じ。)による判定結果及び意見並びに主治医意見書に加え、利用者基本情報(局長通知別添5様式1の利用者基本情報をいう。以下同じ。)等の個人に関する記録を指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)、主治医その他の関係者に提示することに利用者が同意することを記載した文書をいう。以下同じ。)を利用者から徴することにより、利用者基本情報中の利用者本人の署名及び捺印を不要とすることが可能となる。

(5) 介護予防サービス・支援計画書の作成契約書において、利用者の要支援認定が更新された際も当該契約を自動更新することができる旨の規定を設けることが可能である。この場合、利用者の要支援認定が更新された場合であっても、介護予防サービス計画作成依頼届出書の提出を不要とすること、並びに契約書、重要事項説明書及び個人情報使用同意書の内容に変更がない場合は契約更新の際にこれらの書類の作成を不要とすることが可能である。

2 利用者の情報の収集について

- (1) 利用者の要介護・要支援認定申請の際に、要介護・要支援認定申請書に市町村が申請者の認定調査内容、介護認定審査会による判定結果及び意見並びに主治医意見書を地域包括支援センター等に情報提供することについての本人同意欄を設け、本人からの同意を得ている場合は、介護予防サービス・支援計画書作成の際に改めて本人からこれらの情報を利用することの同意を得ることは必要ない。
- (2) なお、主治医意見書の入手を容易にする観点から、市町村は医療機関等への協力要請及び調整を行うことが望ましい。

3 利用者宅の訪問及び面接について

- (1) 利用者が介護給付から予防給付に移行することに伴い、新たに介護予防サービス・支援計画書を作成する場合には、
 - ① 利用者の同意を得た上で、利用者の居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者が保有する利用者に関する情報を地域包括支援センターに引き継ぐこと
 - ② 指定居宅介護支援事業者と十分連携を図ること
 - ③ 家族からの情報を活用すること等により、利用者に関する情報の収集、利用者のニーズ、課題の把握及び分析を効果的かつ効率的に行うことが可能となる。

4 介護予防サービス・支援計画書案の作成について

- (1) 介護予防サービス・支援計画書案の作成に当たっては、アセスメント（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定基準」という。）第30条第7号に規定するアセスメントをいう。以下同じ。）領域毎の現在の状況及び本人の意欲等にかんがみ、利用者のニーズ及び課題の分析が必要で、かつ取り組むべき優先度が高いと考えられる領域について課題を「有」とし、当該課題についての当面の改善目標並びに当該目標を達成するために必要な利用者の行動及び支援内容を具体的に検討することにより、業務の効率化を図ることが可能となる。

(2) 目標の設定に当たっては、評価を効率的に行うことが可能となるよう、具体的で分かりやすくその達成の判断が容易であり、利用者の実際の行動として確認することが可能な指標を目標として設定することが望ましい。

(3) なお、この場合であってもアセスメントは十分に行う必要があることに留意する必要がある。

5 サービス担当者会議の開催について

サービス担当者会議は、当該計画書が利用者にとって適切なものであることを確認するとともに、利用者の目標を達成するために本人、家族、指定介護予防サービス事業者等のそれぞれの役割分担の確認等を行う場である。会議の日時については、例えば利用者宅の訪問の際に併せて実施できるように設定をする等会議の構成員が出席しやすいような工夫を行うことが望ましい。また、必要に応じて関係者間で事前に調整を行うなど、会議出席者の負担を軽減するために効率的な会議運営に努めることが望ましい。

6 介護予防サービス・支援計画書の決定について

利用者が利用する介護予防サービス内容を決定するに当たり、指定介護予防サービス事業者との調整を円滑に進める観点から、市町村は指定介護予防サービス事業者に対し、例えば、介護予防の理念及び趣旨、介護予防サービス及び介護予防事業の仕組み、介護予防サービスの提供方法等についての研修及び指導を実施することが望ましい。

7 モニタリングについて

モニタリング（指定基準第30条第15号に規定するモニタリングをいう。以下同じ。）については、指定基準第30条第15号イに規定する3月に1回の利用者宅への訪問以外にも、当該訪問を効果的、効率的に行うことを可能とする観点から、介護予防サービス・支援計画書で設定された介護予防サービス等の利用期間内に、利用者の日常生活に急激な変化が生じていないか、計画内容が利用者に適合しているか等についてモニタリングを行うことが望ましい。その際、利用者の状況を効率的に把握する観点から、指定介護予防サービス事業者の事業所での利用者との面談の実施や、指定介護予防サービス事業者、利用者又は家族からの情報等を適宜整理又は活用することにより、利用者宅の訪問回数を必要最小限とすることが可能となる。

8 評価について

(1) 介護予防サービス・支援計画書に定めた支援計画の期間（以下「計画期間」という。）の中途における評価（以下「中間的な評価」という。）に関しては、介護予防支援業務の担当職員は、介護予防サービス・支援計画書で定めた各事項について支援の実施状況及びその結果等を介護予防支援経過記録（局長通知様式3の介護予防支援経過記録をいう。以下同じ。）に記載

することにより中間的な評価とすることが可能であり、必ずしも介護予防サービス・支援評価表（局長通知様式4の介護予防サービス・支援評価表をいう。以下同じ。）を使用する必要はない。なお、介護予防支援経過記録への支援の実施状況の記載は1月に1回は行うこととし、計画期間内における中間的な評価を容易に行うことができるようにすることが望ましい。

- (2) 介護予防支援業務の担当職員は、計画期間内に介護予防サービス・支援評価表を作成することにより評価を行うこととし、これにより、介護予防サービス・支援計画書で定めたサービス利用期間後のサービス利用等についての判定を行う。

